

平成30年9月定例会 環境農林委員会の概要

日時 平成30年10月 5日(金) 開会 午前10時 2分  
閉会 正午

場所 第6委員会室

出席委員 新井豪委員長

安藤友貴副委員長

松澤正委員、板橋智之委員、小川真一郎委員、岩崎宏委員、小島信昭委員、  
高木真理委員、並木正年委員、村岡正嗣委員

欠席委員 なし

説明者 [環境部関係]

加藤和男環境部長、安藤宏環境部副部長、永島裕久環境部副部長、  
村上正吾環境科学国際センター研究所長、矢島謙司環境政策課長、  
石塚智弘温暖化対策課長、高柳正行エネルギー環境課長、  
石鍋恵子大気環境課長、田中淑子水環境課長、  
酒井辰夫産業廃棄物指導課長、河原塚啓史資源循環推進課長、  
梅本祐子みどり自然課長、小田恵美環境科学国際センター事務局長、  
高橋基之環境科学国際センター研究企画室長兼環境部副参事、  
白石英孝環境科学国際センター研究推進室長

[農林部関係]

篠崎豊農林部長、山崎達也農林部副部長、牧千瑞農林部副部長、  
根岸章王食品安全局長、前田幸永農業政策課長、小畑幹農業ビジネス支援課長、  
坂田直人農産物安全課長、丸山盛司畜産安全課長、佐藤正行農業支援課長、  
片貝充生産振興課長、荒木恭志森づくり課長、林淳一農村整備課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第86号	平成30年度埼玉県一般会計補正予算(第1号)のうち農林部関係	原案可決

2 請願

議請番号	件名	結果
第11号	放射性物質による土壌汚染を防止するための法整備求める請願	不採択
第12号	除染土を再利用しないよう国に求める請願	不採択

所管事務調査(農林部関係)

新聞報道された熊谷市内の農地転用について

報告事項（環境部関係）

環境科学国際センターの取組について - 最新の調査研究を中心に -

**【付託議案に対する質疑（農林部関係）】**

**松澤委員**

- 1 機器不具合により運転に支障が生じるとして9月補正を組んだとのことだが、当初予算では対応できなかったのか。補正予算にした理由を伺いたい。
- 2 長寿命化対策の内容はどのようなものか教えてほしい。

**農村整備課長**

- 1 長寿命化対策としては計画的に事業を進めている。奈良川・さすなべ排水機場地区は、平成27年度から事業を実施し補修を行っている。補正の内容である電気設備の補修は、来年度実施する予定であった。また、幸手領・権現堂地区は、平成23年度から事業を開始しており、同じく来年度に電動機の補修を実施予定であった。このたび、国から予算の追加の打診があり、県として積極的に活用して前倒して来年度分を実施することとした。
- 2 今後40年間で施設の補修計画を策定し、大掛かりな補修も含めてメンテナンスを適切に行うことで、できるだけ施設を長持ちさせるという取組である。

**板橋委員**

基幹的農業用排水施設は、全体で何か所あるのか。また、整備が必要だと位置付けられているものが幾つあるのか。

**農村整備課長**

県内には県が造成した基幹的農業水利設備が83施設ある。そのうち53施設が耐用年数を過ぎている。県としては、まず53施設について計画的に補修整備をしていく。その後、残りの施設を整備する計画である。

**板橋委員**

53施設を整備するには多額の予算が必要となるが、どのように考えているか。

**農村整備課長**

53施設のうち、平成30年度までに31施設の工事に着手している。そのうち13施設の補修整備を完了している。現在、18施設について事業を実施している。県としても重点事業として位置付け、予算も積極的に付けていく。また国へも予算確保を働き掛けているところである。

**松澤委員**

耐用年数を経過した施設はメンテナンスしながら何とかもたせているが、こうした状況をどのように考えているか。

**農村整備課長**

耐用年数の経過後、すぐに壊れるものではなく、市町村や土地改良区などの管理者が、日々適切な管理を行い稼働させている。多少の不具合については、管理者による簡単な部

品交換といった修理により対応しているが、大規模な補修は予算が必要となりすぐには対応できない。老朽化によるトラブルの発生が一番の問題と考えており、管理者に対して長期的に見た適切な維持管理を指導するとともに、予算を確保して早期の事業化を図るなど支援していきたいと考えている。

#### 小島委員

- 1 用排水施設が壊れてから直すという事例が多く見受けられる。農家が作付けして、水を入れたい、あるいは排水したいときに施設が壊れて何日も止まる。役所のスケジュールで工事が実施され、農家が困っているとの苦情が届いている。そうした現場の声は、県には届かないのか。
- 2 国の農村整備に係る補助金について、ピーク時は年間どれくらいあったのか。現在までの推移を教えてほしい。老朽化が進み補修に予算がかかると思うが、どのように予算を確保していくのか。これからの方針を教えてほしい。
- 3 今年は災害による停電が多発している。資料に自家発電機の補修とあるが、これで何時間対応できるのか。

#### 農村整備課長

- 1 補修工事は、全体計画を踏まえ耐用年数や管理者からの声を聴いて整備に反映させている。施設を使う時期に水が止まって困ったとの声も把握している。管理者である土地改良区に地元の農家とよく話をして事業を進めるように依頼している。土地改良区もそのように対応すると回答している。
- 2 予算は、平成9年度がピークで公共事業費として埼玉県で230億円くらいであった。平成30年度は約58億円である。県としては、地元の声聞き、耐用年数や実際に動かしてみても不具合を踏まえ、次の年の予算に重点的に反映していきたいと考えている。
- 3 今回の自家発電機は、起動用の電源である。ポンプ自体はディーゼルエンジンであり重油等で動く。どれだけ動くか時間は分からないが、燃料タンクが100リットルあり燃料が尽きるまでは動く。

#### 小島委員

- 1 自家発電機は起動用であり、排水機や揚水機を動かすものではないという理解でよいのか。
- 2 作付けをしている農家の声が届きにくい。土地改良区は自分たちの都合で工事を進めてしまう。それをどう考えるか。

#### 農村整備課長

- 1 揚水機場はモーターで動いており、自家発電設備もないので停電になると止まってしまふ。排水機場はディーゼルエンジンにより重油などで動いている。地域の安全を確保するためにも排水機場は止めることはできない。
- 2 地域の声が届きにくいという指摘は確かにある。地域には農林振興センターもあるので、現場に行った際には少しでも幅広く声を拾ってほしい。

#### 小島委員

一方的に明日から水を止めるという通知を出すなど状況を把握しない土地改良区もある。しっかりと指導してほしい。

## 農村整備課長

水を止めることについては、市町村、土地改良区含めて、しっかりと地域に周知してから行うように強く指導していきたい。

---

### 【請願に係る意見（議請第11号）】

#### 村岡委員

紹介議員の立場で賛成意見を述べる。原子力発電所施設は嚴重な放射性物質対策が求められる。なぜなら、一旦、放射性物質が外部に漏れれば、原状回復は困難で被害は広範囲かつ長期に及び、重大事故となるからである。とりわけ、土壌の汚染は深刻なものとなる。しかし、現在ある土壌汚染対策法、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律には、放射性物質による土壌汚染の規定はない。我が党は、この間の国会審議において、放射能による影響は最大の環境汚染であり、人の健康、環境を守ることは、環境省こそが責任を持つべきだと強調してきた。さらに、原子力基本法などの法改定においては、放射性物質による環境汚染や健康被害の防止措置が一切盛り込まれていないと問題にしてきた。こうしたことから本請願の意義は大きいと考え採択に賛成する。

#### 松澤委員

不採択の立場から発言する。高レベル放射性廃棄物の保管場所は、青森県六ヶ所村にある日本原燃株式会社の一時貯蔵施設と茨城県東海村にある日本原子力研究開発機構に限られている。また、環境省は、平成24年に中央環境審議会から意見具申を受け、放射性物質による大気汚染及び水質汚濁の状況に係る常時監視の規定を新たに設ける法整備を行った。その後、環境省は、平成27年の中央環境審議会総会において、土壌汚染対策法その他の法律における放射性物質の取扱いについては、検討を行っていくとの方針を示している。さらに、放射性物質については、平常時の発生源管理が行われているため、一般環境の状態に関する基準を改めて設定する必要性はないものと考えられる、との見解も示している。国においては、放射性物質の防護をめぐる国際動向等について、引き続き、知見の収集に努めていき、その上で必要な場合には、適切な検討を行っていくこととする、としている。土壌汚染対策法及び農用地の土壌の汚染防止等に関する法律の強化は、こうした国の検討経過を見守るべきである。よって、本請願は、不採択とすべきと考える。

---

### 【請願に係る意見（議請第12号）】

#### 板橋委員

不採択の立場から発言する。環境省が公表した「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方について」では、除去土壌を適切に処理して、汚染の程度を低減させる処理を実施し、利用可能になった再生資材を、管理体制が明確な公共事業等において、盛土材等の部材に限定した上で、覆土等の遮へい、飛散・流出の防止などの適切な管理の下で限定的に利用するとしている。この基本的考え方による再生利用は、制約のない自由な流通を認めるものとは異なり、放射性物質汚染対処特措法の基準等に従い、適切な管理の下で行うことを想定している。また、周辺住民・施設利用者及び作業員が、除去土壌から受ける放射線量を制限するための管理の妥当性を検証すること等を目的とした実証事業を実施し、放射線に関する安全性、具体的な管理の方法を検証するとしている。さらに、再生利用の必要性や放射線に係る安全性に関する知見を幅広く国民と共有するとともに、実証事業の結果を地域住民や地元自治体等の関係者と共有するための取組も進めるとして

いる。除染土の再利用については、基本的考え方に基づき行われている実証事業などの取組経過を見守るべきである。よって、本請願は、不採択とすべきと考える。

### 村岡委員

紹介議員として賛成意見を述べる。除染土とは、福島第一原発事故に伴う除染によって生じた土壌のことだが、国はこの除染土を農地に再利用する方針である。今なお、福島県各地に除染土が山積みされたままだが、最終処分量の低減を図って再利用を計画している。国は利用する除染土を8,000ベクレル以下と説明しているが、これは本来、廃棄物として処理する基準である。専門家からは、セシウムは水に溶け出すことはないが、大雨等で土とともに流れ出し汚染が拡散する恐れがあるとの指摘がある。園芸作物など農地に再利用すれば汚染が全国に拡散されかねない。除染土の再利用などは、放射性物質汚染対処特措法の目指す、事故由来の放射性物質による環境の汚染が人の健康または生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するため、放射性物質による汚染の除去等の取組を進めることに照らせば、法の目的に反するものである。放射性物質に汚染された除染土の再利用は、人々の健康や生活環境を脅かし、汚染の拡大を招く。よって、再利用しないよう国に求めることは極めて道理ある主張と考え、本請願に賛成するものである。

### 高木委員

採択すべきとの立場から発言する。本来、放射性廃棄物は、集中管理をする必要がある。再利用の対象になっている8,000ベクレル以下の汚染土が、普通の廃棄物の再利用基準である100ベクレル以下になるには100年以上が必要である。公共事業などの管理の下としているが、適切に管理が続けられるという保証はない。拡散するのではなく、1か所で集中管理をできる体制をしっかりと作るこそ重要であり、この責任を国は放棄すべきではない。実証実験なども行われているが、期間も僅かであり、信頼性にも疑問がある。上記の理由から、本請願は妥当であり採択すべきと考える。

### 並木委員

趣旨採択すべきとする立場から発言する。震災から7年、除染作業で出た除染土を何らかの形で再利用をしなくてはならないため防波堤や道路などの建築資材として広く再利用する方針は一定の理解ができる。しかし、今回、建築資材に加え、園芸作物の農地の造成にも再利用する方針が示されたことに多くの国民が不安を抱いている。また、再利用基準では、放射性物質の濃度が1キログラムあたり8,000ベクレル以下と事故前の80倍にも緩和された。日本原子力研究開発機構は、除染土壌を土で覆うと放射線を遮へいできるとしているが、私は100%低減できるとは考えていない。この請願の願意は、十分理解できるので趣旨採択すべきと考え、これを動議とする。

---

## 【所管事務に関する質問（新聞報道された熊谷市内の農地転用について）】

### 板橋委員

- 1 今回の案件は、第1種農地のほぼ真ん中で開発、転用を許可している。収用が発端となり、公共移転が要件で、許可となっているようだが、公共移転の法的な枠組みを教えてください。
- 2 今回の事案については、こういった経緯で許可に至ったのか時系列で分かる範囲で教えてください。

## 農業政策課長

1 農林部は農地法を所管している。公共移転は、土地収用法と都市計画法の関係になる。所掌外であるので、分かる範囲で御説明する。都市計画法に基づく開発許可を出す許可権者が、開発許可を認めるか否かを判断する。その際、法律により土地を収用する事業が施行されることに伴って所有する建築物が移転若しくは除却されて、それに代わる建築物を建築する場合のことを公共移転と呼んでいると承知している。

開発許可と農地転用の関係だが、お尋ねの案件については、第1種農地と当時判断しており、農地転用は原則不許可となる。ただ、例外が法令に列挙されており、その一つが農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設である。これは施設で雇用される者の総員に占める農業従事者の割合を目安にして判断されるものである。この根拠により許可をしたところである。

2 法令上の手続きの面から説明する。本案件については、農地転用の許可をする前に農業振興地域の整備に関する法律に基づき農用地区域からの除外を行っている。まず市から除外の協議があり、平成28年5月24日に県が相手方の市に対して同意している。農地法の手続きについては、まず市の農業委員会が平成29年2月10日に申請を受け付けた。その後、大里農林振興センターで許可を出したのが平成29年4月10日である。

## 板橋委員

1 今回のケースは、開発という視点が関係してくると思う。計画道路が何年に決定したのか。

2 法人はいつこの土地を取得したのか。

3 移転元の建物はいつ頃に建築されたのか。

4 移転元の建物について確認作業をしたのか。売り場と工場の面積の内訳を把握しているのか。農地転用の申請書類に添付している建築図面などで確認作業をしたのか。

5 建物の面積について、移転元と比較して移転先ではかなり増加している。転用許可する視点から問題はないのか。農振除外を伴う農地法の転用について、何の問題もなく許可してしまうのか。それでよいのか伺う。

6 是正指導して所有権が大手スーパーから、本来許可した法人に戻ったとなっているが、今後は許可通りの農業従事者の3割雇用をどのように指導確認していくのか。

## 農業政策課長

1、2、3 農林部の所管外である土地収用法や都市計画法の関係にはなるが、一義的には収用や開発許可の部分で確認されるべきことだと思う。いつ土地建物を取得したのか等については、おそらく登記簿を取れば分かると思うが、手元に資料がない。今回の許可申請者が収用された土地建物の所有権をいつ取得したかは答弁できない。

4、5 農地転用の許可を出す際には、計画段階でどのような建物を建てたいのかは確認する。ただ、都市計画法の開発許可が必要になる場合には、開発許可権者、今回は地元自治体から開発許可の見込みが出るのかどうかを所定の公文書で受け取り、大里農林振興センターで確認した上で農地転用の許可を出している。

なお、農地法には公共移転だから第1種農地における転用を許可するという明文的なルールはなく、公共移転だからといって特別扱いはしない。公共移転については、土地収用法と都市計画法の関係になっていると理解している。

6 今後どのような形で事業が実施され、目的が実現されていくのか、県はしっかり確認

をしていく方針である。本事案は、目的実現される前に所有権が移転されるという事情もあったので、特に3割雇用について、雇用に向けた作業のスケジュール、こういった形で案内や応募をかけるのか、どのような方針で考えているのかなどを細かく確認する。県としては、3割雇用の達成、許可目的の実現、達成に向けてしっかりと指導していきたい。

#### 板橋委員

- 1 今の答弁では、地元自治体から開発許可の見込みがあるので、県は転用許可したと聞こえる。自治体がよければ、県としては書類さえ見て問題なしとなれば許可を出してしまうのか。県としてどこまで確認作業をしているのか。
- 2 今回は一度、大手スーパーに所有権が移り、また戻っている。農地転用許可は、前の所有者である法人に出しているが違法性はないのか。

#### 農業政策課長

- 1 開発許可と転用許可との調整については、農林水産省から通達が出ている。手順などが書いてあり、開発許可と農地転用許可を出すに当たり、速やかに開発許可権者と農地転用許可権者の間で調整するよう書かれている。先ほど答弁したとおり、地元自治体から開発許可が出る見込みという公文書を受け取り、県もそれを踏まえて、農地転用の許可も出る見込みとの回答をするものである。開発許可は都市計画法での判断となる。公的機関である開発許可権者の行った判断が前提にあり、県は開発許可の見込みを確認している。なお、通常の事務の中で、提出された面積等の数字や図面などを手続きの際に確認することはある。
- 2 確かに目的が実現される前に、一度、所有権が第三者に移っていたが、第三者によって土地建物が利用されていたところまでは至っていない。また、その後の県の指導に対して、是正の意思が確認されている。従って、現時点で直ちに第三者が農地法違反者だったということについては、そこまで言える状況にはないのではないかと考えている。

#### 板橋委員

今回の事案は、本県で初の事例であると認識している。これほど大きな敷地の農地転用について、単に図面だけの審査で確認したと聞こえた。そのとおりかどうか確認したい。

#### 農業政策課長

開発許可と農地転用許可の調整を行う場合には、最終的には公文書でのやり取りとなる。今回の事案に限らずほかの案件も、それ以前に当然時間をかけて調整をする。本県において、第1種農地の不許可の例外として、3割雇用の規定を根拠としたものは初めてだと思うが、開発許可とは分けて考える必要がある。3割雇用で許可するかどうかは農地法上の第1種農地の不許可の例外の規定に当たるかどうかであり、都市計画法上の基準に沿って開発許可が出るかどうかについては、県は見込みを確認していることに尽きる。3割雇用の確認の部分については、どのように雇用計画を立てるのかという点になる。今回の事例で言うと、市と転用の許可を受ける名宛人との間で雇用協定書が結ばれており、こうしたものも含めて確認している。

### **小島委員**

所管事務調査で質疑・答弁があったが、疑問は全く解消されていない。これは議会としても見過ごすわけにはいかない事件である。今後も調査して、真相を明らかにしたいと考えている。執行部においても、今回の農地転用の手続きが適正であったか、よく検証すべきであると思うが、どのように考えるか。農林部長の答弁を頂きたい。

### **農林部長**

今回の件について、許可処分時に提出された申請書類や添付書類を確認し、法令に照らし適切に判断したと考えている。許可時にはあくまでも申請者が事業を行うとして許可したものである。許可後、店舗がオープンする前に土地建物の所有権が第三者に移転されたということは見過ごすことはできないが、その後の指導において、土地の所有権が元に戻されている。また、是正の意思も示されているのは事実である。農林部としては、本来の許可目的が早期に達成されることが何よりも重要と考えている。今後とも指導監督にしっかりと取り組んでいきたい。